三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町草木字千貫ウツ六一、油木字竹川内甲一〇一一、甲五六八一、甲五七二六の五、甲五七七三の三、字野田丸甲一五三〇、甲一五四〇の一、字当川内甲一七八八、甲一七八九、甲六六一六、字出佐乙五二二八、乙五二三三の一、乙五二三三の二、乙五二三四の一、乙五二三四の二、字福本甲七四三六の一七、小野字今井一九九六の三、一九九八、一九九九、六二八五の二

二　指定の目的　水源の涵養(かん)

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野一三一六の三、一三一七の四、一三一八の一、一三一八の二、一三一八の四、一三一八の五、大字一勝地丁字小畑八七九の一から八七九の三まで、八八二の三

二　指定の目的　水源の涵養(かん)

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大尾田字中道三の一

二　指定の目的　水源の涵養(かん)

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第九十号

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第百三十二条において準用する同令第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年五月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳

名称	主たる事務所の所在地	登録を更新した年月日
静岡県電気工事工業組合	静岡県静岡市駿河区津島町十二番二十七号	平成三十年五月一日

○経済産業省告示第九十一号

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成三十年五月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳

災害名	地域		指定の期間
平成三十年霧島山における火山活動	宮崎県	都城市 小林市 えびの市 三股町 高原町	平成三十年四月二十四日から平成三十年七月三十一日まで
	鹿児島県	霧島市	

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月一日

日　時　平成三十年五月七日(予備、同月八日及び同月九日)までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月一日

日　時　平成三十年五月七日(予備、同月八日及び同月九日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒